

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 2 月 7 日（金）第2980号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決手続開始の決定

(収用委員会取扱い) 1

## 収 用 委 員 会 告 示

## 鹿児島県収用委員会告示第 1 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により，裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県収用委員会

## 1 起業者の名称

国土交通大臣

## 2 事業の種類

一般国道 3 号改築工事（南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」新設工事・鹿児島県薩摩川内市小倉町字深谷地内から同市都町字中山地内まで）並びにこれに伴う市道，普通河川及び農業用道路付替工事

## 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在，地番，地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測		
鹿児島県薩摩川内市都町字本領	4 5 8 2 番 1	田	田	1, 718	1, 718. 76	310. 54	3. 33

## 4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人（亡）俣木正太郎 相続人

俣木健次郎（持分 2 分の 1）

鹿児島県鹿児島市西伊敷七丁目 8 番 25 号

山田正（持分 4 分の 1）

鹿児島県いちき串木野市新生町 42 番地

山田正洋（持分 8 分の 1）

鹿児島県いちき串木野市新生町 42 番地

武藤郁代（持分 8 分の 1）

神奈川県相模原市中央区下九沢 1090 番地 1 セントエルモ橋本南 201

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名，住所及びその権利の種類

なし

## 6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成26年 1 月 28 日